

令和6年4月1日から

BSE検査対象が変わります

ポイント

- 1 96か月齢以上の死亡牛検査が**廃止**
- 2 月齢に関係なく下記の牛のうち、
検査が必要となる牛を獣医師が判断
 - ① 起立不能等であった死亡牛
 - ② BSEを疑う症状のあった死亡牛

お願い

- 死亡牛の検案時には、
別紙のフローチャートにより
検査の要否を判断してください
- 検案結果はその根拠とともに記録を行い、
農家から死体検案書を求められた場合は、
判断結果とその根拠を漏れなく記入願います

ご不明な点がございましたら、
管轄の家畜保健衛生所にお問い合わせください